

仕 様 書

1 業務名称

「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に同封するリーフレット等の印刷及び封入封緘業務の委託（概算契約）

2 履行期間

契約締結日～令和6年10月11日

3 業務内容等

(1) 「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に同封するリーフレット等を印刷する。

① 規格

ア. リーフレット

- ・サイズ A4仕上げ
- ・紙質 色上質中厚口
紙の色については別途協議することとする。
- ・印刷方法 オフセット印刷
- ・印刷内容 両面（2色刷り）
- ・折加工 DM折り
- ・ページ数 合計4ページ（A3用紙1枚分）

イ. パンフレット

- ・サイズ A4仕上げ
- ・紙質 再生上質紙 55 kg（連量 四六版 55 kg）
- ・印刷方法 オフセット印刷
- ・印刷内容 両面（2色刷り）
- ・折加工 中綴じ→3つ折り
- ・ページ数 合計12ページ（A3用紙3枚分）

② 部数

各 26,000 部

③ データ渡し

発注者にて最初のデータ（Excel）を作成し、メールで渡します。

④ 校正

簡易校正 回数2回程度（データ修正あり）

⑤ 納品期限及び納品場所

令和6年9月下旬（予定）

※ 各 25,700 部は、封入封緘作業を開始するまで受注者で保管し、残りの各 300 部のみ、発注者へ納品する。

⑦ その他

- ・校正のスケジュール等については、契約締結後に発注者と協議のうえ決定すること。

(参考 スケジュール例)

令和6年9月上旬：初稿渡し

9月中旬：校了（校了までの期間に2回程度データ修正あり）

9月下旬：300部のみ発注者へ納品

- ・データの無断使用及び第三者への提供を禁止とする。
- ・再生上質紙について入手が困難な場合は、発注者と協議の上、代替用紙を決定すること。

(2) 長3窓開き封筒（アラビア糊付）に「① 封入封緘内容」の4点を封入封緘する。

① 封入封緘内容

長3窓開き封筒（アラビア糊付）に次の4点を封入封緘する。

- ・扶養親族等申告書（DM折作業が必要となる。）※別紙1昨年度申告書参照
※扶養親族等申告書の住所氏名等が封筒のフィルムから見えるように封入封緘すること。
- ・リーフレット
- ・パンフレット
- ・返信用封筒

② 予定数量

約25,700通（概数）

③ 帳票等引取

引取物は次のとおり

引取物名称	サイズ等	引取先等
扶養親族等申告書	A3	発注者
長3窓開き封筒	アラビア糊付	
返信用封筒	長3、3つ折り済	
リーフレット	A3用紙1枚 DM折り済	受注者にて保管
パンフレット	冊子（A3用紙3枚分、 中綴じ、A4仕上げ） 3つ折り済	

引取時期については9月下旬を予定しているが、引取方法と併せて、契約締結後に発注者と協議のうえ決定すること。

④ 納品期限及び納品場所

令和6年10月11日までに、発注者へ納品する。

4 契約金額及び委託料の支払い

(1) 契約金額

契約金額は、印刷及び封入封緘業務に関する一切の経費を含めるものとする。
契約当初においては概算で契約するが、後日、契約金額を確定するものとする。

(2) 委託料の支払い

支払いは、別紙2「内訳明細書」に記載の1部(通)あたりの単価に、印刷部数及び封入封緘実数を乗じ、消費税等相当額を加えた金額を履行確認後に、受注者からの請求に基づき支払う。

5 留意事項

(1) 個人情報保護について

- ① 大阪市職員共済組合個人情報保護に関する規程にかんがみ、本業務の委託に伴う個人情報を適切に保護すること。
- ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、又は ISO/IEC27001:2013、JISQ27001:2014 の認証を受けていること。

※プライバシーマークの使用許諾証の写し、又は ISO/IEC27001:2013、JISQ27001:2014 に準拠した ISMS 認定証の写しを提出すること。

- ③ 一般財団法人日本情報 経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、又は ISO/IEC27001:2013、JISQ27001:201 の認証を受けていること。

※プライバシーマークの使用許諾証の写し、又は ISO/IEC27001:2013、JISQ27001:2014 に準拠した ISMS 認定証の写しを提出すること。

(2) 帳票等の搬送について

- ① 搬送にあたっては、機密保持について最大限の注意を払うと共に、慎重に取り扱い、滅失、破損、水濡れ及び盗難その他事故がないよう適切な措置を講じること。
- ② 搬送に使用する車両については、雨天時等による水漏れや搬送時の散逸を防ぐ措置が講じられているとともに、荷室を必ず施錠すること。また、車両の車高は基本的に 2.1m以下とする。車高が 2.1mを超え 2.8m以下の車両にて搬入する場合は、発注者と事前に協議を行うこと。
- ③ 搬送にかかる費用については、受注者の負担とする。

(3) 帳票等の保管について

- ① 受注者は、帳票等の引き取りを終えてから納品するまでの間は、総括責任者の管理の下に、施錠できる保管庫へ施錠のうえ帳票等を保管又は入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理すること。
- ② パート・臨時職員等に対しても機密保持等に係る教育を十分に行うこと。

(4) 委託業務の再委託について

- ① 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ② 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ③ 受注者は、上記①及び②に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- ④ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) 立入検査について

立入検査を行う際は、次のとおり実施する。

- ① 受注者は、発注者が立入検査を必要と認めるときは、立入検査を受けること。
- ② 受注者は、発注者の立入検査に協力すること。
- ③ 立入検査の結果、受注者の業務処理状況が適切でない認められる場合は、発注者は受注者に対してその改善を求めることができる。

(6) 事故等の対応について

委託業務にかかる事故が発生した場合には、受注者は、至急発注者へ連絡のうえ、指示に従って対策をとること。なお、発生原因・顛末等を書面により報告すること。

(7) その他

- ・ 納品前に 2 回程度引抜作業が発生することがある。
1 回あたりの引抜件数は約 20 件。
- ・ 作業過程において扶養親族等申告書を破損した場合は、破損分のリスト(破損した扶養親族等申告書に記載されている年金証書記号番号、氏名を記載したリストを作成すること)を、速やかに発注者に報告し、破損した扶養親族申告書を返却すること。
なお、処理件数の概ね 3%以上が破損した場合は、それに使用した、リーフレット等を受注者において弁償すること。

- 作業過程において破損があったものについては、当該件数分は請求件数に含めないものとする。
- 封入封緘後に余ったリーフレット等は、納品日に発注者へ返却すること。
- 本仕様書に疑義が生じたときは発注者と協議すること。
- 本仕様書に記載なき事項についてはその都度発注者と協議すること。

・封筒の窓から見えるように封入すること

住所
氏名

連番

問い合わせ先

年金証書記号番号 適用年

1 15 21 23 24 26
423506

令和6年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

令和5年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

1 令和5年分から「変更なし」で申告します。
→提出年月日、(A)受給者欄の氏名及び電話番号を記入し、ご提出ください。
他の項目の記入は不要です。

2 令和5年分から「変更あり」で申告します。
→令和5年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧
のうえ、変更箇所だけではなく、申告するすべての事項を記入してください。
※変更なし欄に**が印字されている方で令和6年分の申告書を提出する場
合は、変更ありの□に✓をし、申告するすべての事項を記入してください。

ハシ、用紙は切り取らず、ご提出ください。
なお、本人が障害者・寡婦等に該当しない方で、控除対象と
なる配偶者または扶養親族(右下【注意事項】を参照)がい
ない方は提出不要です。

変更なしに該当する方

印字されている令和5年の申告内容(氏名、令和5年扶養
親族等の内訳欄)に変更がない方

変更ありに該当する方

- 1 婚姻、就職、死亡等によって扶養親族等の状況に変更がある方
- 2 令和6年中に退職所得を受ける見込みのある扶養親族等がいる方
- 3 令和5年分で「退職所得あり」で申告した配偶者または扶
養親族が令和6年に退職所得を受ける見込みがない方
- 4 扶養親族等が令和6年中に16歳、19歳、23歳または70歳
になる方
- 5 令和5年分で国外居住者として申告した扶養親族が令和
6年に30歳に到達する方
- 6 本人または扶養親族等の障害区分等に変更がある方
- 7 令和5年分でマイナンバー(個人番号)を記入してい
ない扶養親族等を令和6年分も申告する方
- 8 変更なし欄が***で消されている方のうち、令和6年
分から扶養親族等を申告する方

※上記1から8のいずれかに該当する場合には、変更箇所だけで
はなく、申告するすべての事項を記入のうえ、提出してください。

提出年月日		令和		年		月		日	
扶養親族等の内訳	課税区分	本人	障害	扶養親族数		障害		非居住者親族	
		寡婦等	特 別	特 定	老 人	16歳未満	一 般	特 別	普 通
		27	29	30	31	32	33	34	35
		36	37	38	39	40	41		
		令和5年							
		令和6年							

※内訳の詳細については「手引き」をご覧ください。
※令和6年の欄には何も記入しないでください。

C 扶養親族

氏名	フリガナ	続柄	生年月日	種別	同居等の区分	12 年間所得の見積額		13 障害	
						48万円以下	48万円超	区分	手帳の種類
フリガナ	フリガナ	子孫	明大昭平令	特定老人(16歳未満)	同居	48万円以下	48万円超	区分	手帳の種類
フリガナ	フリガナ	子孫	明大昭平令	特定老人(16歳未満)	同居	48万円以下	48万円超	区分	手帳の種類
フリガナ	フリガナ	子孫	明大昭平令	特定老人(16歳未満)	同居	48万円以下	48万円超	区分	手帳の種類
フリガナ	フリガナ	子孫	明大昭平令	特定老人(16歳未満)	同居	48万円以下	48万円超	区分	手帳の種類
フリガナ	フリガナ	子孫	明大昭平令	特定老人(16歳未満)	同居	48万円以下	48万円超	区分	手帳の種類
フリガナ	フリガナ	子孫	明大昭平令	特定老人(16歳未満)	同居	48万円以下	48万円超	区分	手帳の種類
フリガナ	フリガナ	子孫	明大昭平令	特定老人(16歳未満)	同居	48万円以下	48万円超	区分	手帳の種類
フリガナ	フリガナ	子孫	明大昭平令	特定老人(16歳未満)	同居	48万円以下	48万円超	区分	手帳の種類
フリガナ	フリガナ	子孫	明大昭平令	特定老人(16歳未満)	同居	48万円以下	48万円超	区分	手帳の種類

D 摘要欄

14 摘要

※16歳未満の扶養親族欄は地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

- 【注意事項】
- 控除対象となる配偶者・扶養親族
年間所得の見積額(退職所得を含む)が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の場合は、所得税・地方税の控除対象となります。年間所得の見積額(退職所得を含む)が基準額を超える場合でも、退職所得を除いた年間所得の見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の場合は、地方税の控除対象となります。
 - 年間所得の見積額
年間所得の見積額は収入から控除額等を差し引いたものです(控除額等は所得の種類ごとに計算方法が異なります)。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合算する必要があるため、手引きの「年間所得の見積額の計算方法」を参照してください。
 - 用紙は切り取らず、ご提出ください。

麹町税務署長殿 支払者 全国市町村職員共済組合連合会
該当市区町村長殿 所在地 東京都千代田区二番町2番地
東京グリーンパレス

法人番号 4010005002573

A 受給者

氏名 フリガナ

電話番号 () -

生年月日 明大昭 年 月 日 性別

1 本人障害 (該当なしの場合は記入不要)
区分 手帳の種類 等級 交付年月日・内容
(普通障害) (身体障害者)・(精神障害者)
(特別障害) 療育(その他)

2 本人所得 (該当なしの場合は記入不要)
年間所得の見積額が900万円を超える場合は、右の□に✓をしてください。

3 配偶者の有無
配偶者がいる 配偶者を控除対象者として申告する場合は④へ、申告しない場合は右の矢印へ進んでください。
配偶者がいない 配偶者がいない場合は、裏面の【寡婦・ひとり親の申告】へ進んでください。その他、申告する扶養親族がいる場合は⑥へ進んでください。

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者

5 配偶者の区分
配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当する方は右の欄に☑をしてください。
1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方
2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方
上記以外の方は、「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。(収入がない方はゼロを記入)
退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください。(退職所得がない方は記入不要です。)

6 同居、別居、非居住者
同居 別居 非居住者

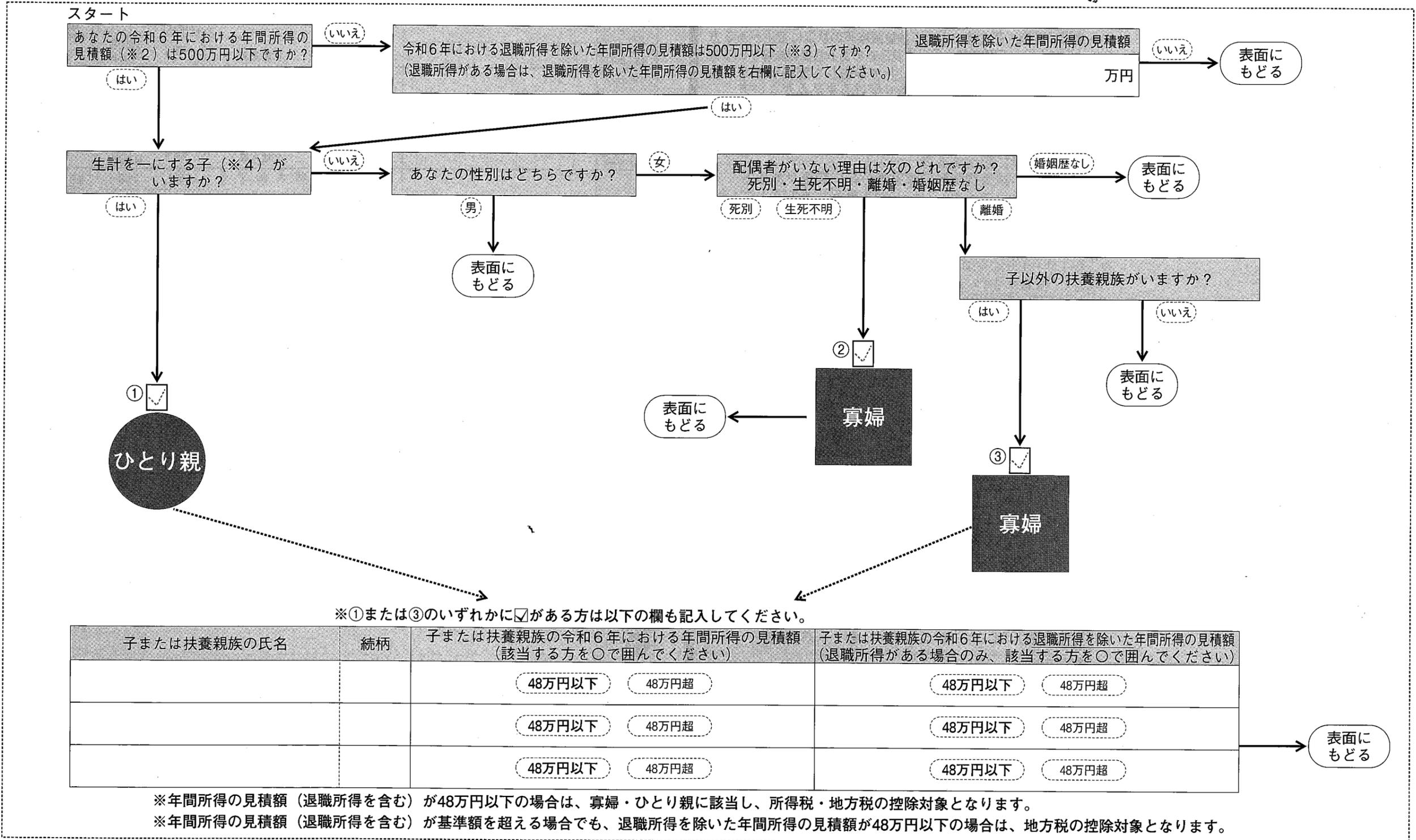
7 配偶者老人区分
老人 配偶者の年間所得の見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当(昭和30年1月1日以前に生まれた方)

8 配偶者障害 (該当なしの場合は記入不要)
区分 手帳の種類
(普通障害) (身体障害者)・(精神障害者)
(特別障害) 療育(その他)
等級 交付年月日・内容

<裏面>

寡婦・ひとり親の申告 (表面③で「配偶者がいない」を選択した方のみ記載ください)

次の設問について、フロー左上「あなたの令和6年における年間所得の見積額～」の設問からスタートし、「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み、矢印を進んでください。回答の結果、①または③の寡婦・ひとり親(※1)のいずれかに該当した場合は、該当箇所に☑をつけ、必要事項を記入のうえ、表面に戻って記入を続けてください。



※1 再婚している場合(事実上婚姻関係と同様である場合を含みます。)は、該当しません。

※2 年間所得の見積額

令和6年中の純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用する前の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計をいいます。

※3 本人所得の見積額が500万円を超える場合は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除いた見積額が500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※4 生計を一にする子

総所得金額等が48万円以下で、他の人の源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族になっていない子をいいます。

(別紙2)

内訳明細書

業務名称：「令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に同封するリーフレット等の印刷及び封入封緘業務の委託（概算契約）

名称	単価（税抜）	予定数量	合計金額
リーフレット印刷	円	26,000部	円
パンフレット印刷	円	26,000部	円
封入封緘	円	25,700通 (概数)	円
小計			円
消費税等			円
合計			円